

平成21年3月30日

会 員 各 位

岩手県土地家屋調査士会
業務研修部長 川村浩次

法務省オンライン申請システムに障害が発生したことにより不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請の受信が完了しなかった場合の特別措置について

標記の件につきまして、平成21年3月26日付で盛岡地方法務局より別紙（[本会ホームページに掲載](#)）にて通知がありましたのでお知らせします。

要点

- ・ 民事局でシステム障害確認後30分以上経過した時点（午後2時半から午後4時半まで）で復旧していない場合はオンライン申請の受付時間が2時間延長される。
- ・ 午後4時半までに解決しない場合は「メール仮受措置」を合わせて実施する。
- ・ ただし、上記の「メール仮受措置」により取り扱われる事後の申請は書面申請のみとなるため租税特別措置法84条の5（登録免許税額の特別控除）の適用の対象とならない。

なお詳細につきましては下記 URL でも確認することができます。

法務局ホームページ

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tokubetusochi_top_index.html